

## 都留市自治基本条例検討審議会設置条例

## (設置)

第1条 分権時代にふさわしい都留市の自治の確立をめざし、その基本原則となる(仮称)都留市自治基本条例について検討するため、都留市自治基本条例検討審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、(仮称)都留市自治基本条例の策定について必要な事項を検討して答申する。

2 審議会は、前項の検討において、都留市自治基本条例市民会議案(私たちのまちの自治基本条例をつくる会が都留市自治基本条例市民案の策定に関するパートナーシップ協定に基づき市長に提出したものをいう。)の趣旨を踏まえて検討するものとする。

## (構成)

第3条 審議会は、次に掲げる17名以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者2名以内

(2) 市内に在住、在勤又は在学の者15名以内(公募を含む。)

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

## (運営)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させることができる。

## (報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中、「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部政策形成課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が庶務と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。